

静岡県立浜松湖北高等学校佐久間分校 いじめ防止等のための基本方針

平成 26 年 5 月

静岡県立浜松湖北高等学校佐久間分校
(改定 令和 7 年 4 月)

第1 基本理念といじめ防止等の目標

1 いじめ防止のための基本理念

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめ防止のための基本理念は、以下のとおりであり、この基本理念に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

- ◆子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ◆子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ◆県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

2 本校におけるいじめ防止等の目標

- (1) 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、全生徒がいじめを行わず、いじめ行為を放置しない。
- (2) いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できる。
- (3) 保護者・地域との連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

第2 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。

いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策委員会）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

2 いじめの理解

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・悪口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめの経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめる側やいじめられる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見ても振りをしない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

3 基本的な考え方

いじめの防止のためには「いじめの未然防止」及び「いじめの早期発見・早期対応」が重要となる。本校では以下の内容の対策を行う。

(1) いじめの未然防止

いじめが発生した場合、たとえ解決しても生徒たちの心身に大きな傷が残る可能性がある。そのためにもいじめの未然防止が重要である。いじめがいけないことを常に生徒に訴えるのは当然として、学校行事や授業、特別活動など教育活動のあらゆる場面で他人を思いやる心を育成していく。

本校では以下の対策を実施する。

- ア 集会・広報用文書での呼びかけ
- イ LHRでの啓発
- ウ 学校行事における良好な人間関係の構築
- エ 異世代交流による他者を思いやる心の育成
- オ ボランティア活動・挨拶運動による情操教育
- カ 保護者への協力依頼と啓発
- キ 教職員研修

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめが発生した場合、早期に発見をし、適切に対処することが重要となる。そのため、本校では以下の対策を実施する。

ア HR活動、授業、部活動など日常的な教育活動での観察を行う。特に配慮を要する生徒については特性を踏まえた支援及び指導を組織的に行う等留意する。

イ 学校行事における観察

ウ HR担任による定期的な面接

エ 校内相談室における相談

オ アンケート調査（「学校からいやなことなくそうアンケート」）の実施

カ 教職員の定期的な情報交換

キ いじめ及びいじめと疑われる行為を見つけた場合の教職員の情報共有

ク いじめ対策委員会の設置といじめへの組織的な対応

ケ いじめた生徒に対する適切な指導、いじめられた生徒への援助、再発防止策の検討

(3) 関係機関・関係者との連携

いじめが発生した場合、学校単独では解決が難しいことが予想されるため、PTAや警察、カウンセラー、相談機関と日頃から協力関係を築く。

(4) 検証と評価

本校におけるいじめ防止対策に関する目標及び取組計画についての達成状況を校内で検証を行うとともに、コンプライアンス委員会でも検証を行う等、定期的に学校評価としての点検を行い、必要な場合は見直しを行う。

第3 組織の設置

1 いじめ対策委員会の設置

(1) 本校にいじめ対策委員会を設置する。

(2) 委員は、以下のとおりとし、年度ごとに校長が任命する。

校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主事、生徒・保健課員、学年主任、養護教諭、その他校長が必要に応じて任命する校内教職員・校外の専門家や関係者

(3) 委員会は、学期に1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催する。ただし、生徒・保健課会をもって代替することができる。

2 いじめ対策委員会の役割

(1) いじめ防止のための情報の収集、生徒・教職員への啓発活動の企画立案と実施

(2) いじめの早期発見のための方策の検討と実施

(3) 基本方針を生徒・保護者に周知する。

(4) いじめ発生時の事実関係の把握と対処方針の決定と実施

(5) 校内におけるいじめ対策の検証

第4 いじめの防止と早期発見のための年間計画

1 年間計画

月	いじめ未然防止	いじめの早期発見
4月	・LHRにおける啓発活動 ・「海の村」における啓発活動（1年生） ・校内相談室・外部相談機関の広報 ・携帯電話使用上の注意伝達	・配慮を要する生徒に係る中学校との情報交換 ・生徒との面接による情報収集 ・学年会議における情報交換 ・校内相談室、スクールカウンセラー利用についての周知 ・いじめ防止のための基本方針の周知
5月	・PTA総会後の保護者との話し合いにおける啓発活動	
6月	・学校行事（文化祭・合唱コンクール）をととして生徒間及び教職員との人間関係の構築 ・生徒アンケートの分析に基づく教職員の意識の向上（いじめ対策委員会開催） ・思春期講座における人権意識の向上	・学校行事における生徒の行動の観察 ・「学校からいやなことなくそうアンケート」の実施
7月	・三者面談における啓発活動 ・集会時の講話による人権意識の向上	・三者面談における相談 ・学年会議における情報交換
8月	・集会時の講話による人権意識の向上	
9月	・学校行事（体育大会）をととして生徒間及び教職員との人間関係の構築 ・生徒アンケートの分析に基づく教職員の意識の向上（いじめ対策委員会の開催） ・校内教職員研修	・生徒との面接による情報収集 ・学校行事における生徒の行動の観察 ・「学校からいやなことなくそうアンケート」の実施
10月	・中学生との異世代交流（中高交流会）による他者を思いやる意識の涵養 ・学校行事（修学旅行）をととしての生徒間及び教職員との人間関係の構築（2年生） ・人権講話の開催及び人権についての話し合い	・生徒が自主的にいじめについて考え、議論する等のいじめの防止に資する活動の取り入れ ・学校行事、園児との交流における生徒の行動の観察
11月	・幼稚園児・保育園児との異世代交流による他者を思いやる意識の涵養（1年生）	・生徒が自主的にいじめについて考え、議論する等のいじめの防止に資する活動の取り入れ ・学校行事、園児との交流における生徒の行動の観察
12月	・集会時における講話 ・生徒アンケートの分析に基づく教職員の意識の向上（いじめ対策委員会の開催）	・学年会議における情報交換 ・「学校からいやなことなくそうアンケート」の実施
1月	・集会時における講話 ・生徒アンケートの分析に基づく教職員の意識	・「学校からいやなことなくそうアンケート」の実施

月	いじめ未然防止	いじめの早期発見
	の向上（いじめ対策委員会の開催）	
2月	・生徒アンケートの分析に基づく教職員の意識の向上（いじめ対策委員会の開催）	
3月	・集会時における講話	・学年会議における情報交換
年間	・1部活動1ボランティアによる情操教育 ・生徒会・教職員による挨拶活動による情操教育	・日常の教育活動・ボランティア活動における生徒の観察 ・必要に応じた生徒との面接による情報収集